

商品概要説明書

農業パワーアップローン

(2023年4月1日現在)

商品名	農業パワーアップローン（プロパー資金・東京都農業信用基金協会）
ご利用いただける方	○正組合員およびその同居の家族。 （同居の家族が申込む場合は、正組合員の連帯保証が必要） ○お借入時の年齢が満20歳以上であり、申込時の年齢が満75歳以上の場合は連帯保証人が必要です。（借入金額が500万円未満の場合は不要） ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○農業所得増大及び農業振興に向けた取り組みに必要な資金でJA西東京が認めたもの。 ① 農業生産力・品質・効率向上に資するための施設設備費 ② 生産基盤整備費（用排水施設、耕土改良工） ③ 農業・農地の多目的機能を活かすための施設整備費 ④ 遊休農地再生にかかる農地整備費（樹木の伐採・抜根等） ⑤ 上記資金にかかる他行からの借換資金
借入金額	○10万円以上5,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○10年以内とします。
借入利率	【固定金利型】 年1.00% 利子補給制度をご利用いただきます。年1.00%の利子補給があり、実質ご本人の負担利率は年0.00%になります。
返済方法	○元金均等毎月償還方法 ○元金均等年賦償還方法 ○期日一括償還方法
担保	○原則として不要です。ただし、借入金額が1,000万円を超える場合は担保もしくは当JAが指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証を付保していただく場合がございます。
保証人	○原則として保証人は不要です。ただし、下記の場合は保証人が必要となります。 ① 申込人が正組合員と同居の家族の場合は、正組合員を連帯保証人とします。 ② 申込人の年齢が満75歳以上の場合は、相続人を連帯保証人とします。
手数料	○不要です。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または部（電話：0428-21-2122）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="448 607 1406 875"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JA、及び当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○利子補給制度をご利用いただきます。また、利子補給制度の申請が多数の場合は、お取り扱いを中止する場合がございます。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>																

J A西東京